

岐阜県学生軟式野球連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は岐阜県学生軟式野球連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟はアマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を、本連盟に所属する全ての学生に普及し、その健全なる発展を図るとともに、全員相互の親密なる連絡と平和国家の建設に寄与するをもって目的とする。

第2章 事業

(事業)

第3条 本連盟は第1章第2条の目的を達成するため下記の事業を行う。

1. 春季リーグ戦、秋期リーグ戦。
2. 本連盟に関する刊行物の発行。
3. その他、本連盟の目的達成に必要な事業。

第3章 会員

(資格)

第4条 本連盟加盟を希望する学生軟式野球部で、総会において加盟することが認められた者を会員とする。

(会員)

第5条

1. 本連盟は、岐阜医療科学大学、中部学院大学、東海学院大学、中日本自動車短期大学、中日本航空専門学校、朝日大学をもって会員とする。
2. 会員各大学は、総会において定められた連盟費を本連盟に納めなければならない。

第4章 組織

(組織)

第6条 本連盟は総会、理事会、連盟委員会を設ける。

(特別委員の設置)

第7条 本連盟は、その運営上必要と認められる場合、総会のもとに特別委員会を設けることができる。なお、特別委員会の人選は総会で行う。

第5章 役員

(役員)

第8条 本連盟は下記の役員を置く。

1. 会長1名、顧問若干名。
2. 理事若干名、理事のうちから理事長1名、副理事長3名。
3. 会計監査(理事)2名。
4. 連盟委員5名、連盟委員のうちから委員長1名、副委員長1名。

(役員を選任)

第9条 本連盟の役員は下記の通りとする。

1. 会長
2. 顧問 総会の推薦による。
3. 理事長 理事会における互選による。但し、理事長の選任は総会の承認を受けることを要す。
4. 副理事長 理事会における互選による。
5. 会計監査 理事会の推薦による。
6. 委員長 連盟委員会における互選による。但し、委員長の選任は総会の承認を受けることを要す。
7. 副委員長 委員長の任命による。

(役員職務権限及び義務)

第10条

1. 会長、副会長、顧問は連盟に対し助言を与えるとともに公式行事に出席する。
2. 理事長は本連盟を代表し、本連盟の運営が円滑に行われるために本規約並びに総会及び理事会の決議を執行する権限を有し、その義務及び責を負う。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の場合之を代行する。
4. 委員長は、連盟委員会を統括し、本連盟の事業が円滑に行われるように努め、その責を負う。
5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は之を代行する。
6. 会計部長は、本連盟の会計を担当し、会計報告を行う。

(役員任期)

第11条

1. 上記役員任期は、1ヵ年(4月1日から3月31日まで)とする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠のため、新たに選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。任期満了または新任によって退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで義務を行う。

(役員 の 辞任)

第 1 2 条 役員が任期満了以外に辞任するときは、総会の承認を得なければならない。

(役員 の 罷免)

第 1 3 条 役員は、本連盟の名誉を著しく傷つけたり、その義務を怠りまたは不利益をもたらすと認められた場合は下記により罷免される。

1. 会長、副会長、顧問については総会において4分の3以上の賛成が得られた場合のみ。
2. 理事長については理事会において4分の3以上の賛成が得られ、かつ総会の過半数の賛成が得られた場合。
3. 副理事長については、理事会において4分の3以上の賛成が得られた場合。
4. 連盟委員により選出された役員については、連盟委員会において4分の3以上の賛成が得られた場合。但し、速やかに旨を理事会に報告しなければならない。

第 6 章 総会

(総会)

第 1 4 条 総会は最高意志決定機関であり規約の改正、会計報告の承認、その他本連盟全般にかかわる重要な事項を決定する。

(定例総会)

第 1 5 条 定例総会は、4月、9月、12月の3回とし、理事会により招集される。

(臨時総会)

第 1 6 条 臨時総会は、理事長により招集される。但し、3分の1以上の学校又は連盟委員会の要請があった場合、理事長は臨時総会の招集を要す。

(総会の成立)

第 1 7 条 総会は委任状も含め議決権を有する者の過半数の出席をもって成立する。

(議決権)

第 1 8 条 総会の議決権は各学校に1票を与え過半数をもって議決される。その際、白票は有効投票数に数えない。

1. 委任状の委任者が記してないときは、議長に委任されたものとする。
2. 賛否同数になった場合は議長に決定権を与える。

(構成)

第 1 9 条 総会は第5章第8条で規定された役員において構成されそれぞれ発言権を有する。

(議長)

第 2 0 条 総会の議長は理事会が努める。

第7章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、各加盟学校より選出された理事によって構成される。但し、理事は各学校の野球部長（野球部顧問）とOBがこの任につくものとする。また、会長はオブザーバーとして出席することが出来る。

(理事会)

第22条 理事会は、連盟委員会に対する適切な助言、会計の監査、その他理事会にかかわる重大な事項を審議する。

(定例理事会)

第23条 定例理事会は定例総会の開催時に開かれる。

(臨時理事会)

第24条 臨時理事会は理事会の招集または4分の1以上の理事の要請により開催される。

(理事会の成立)

第25条 理事会は委任状も含め議決権を有する者の過半数の出席をもって成立する。

(議決権)

第26条 理事会の議決権は各学校に1票を与え、過半数をもって決議される。その際、白票及び無効票は有効投票数に数えない。但し、賛否同数になった場合は議長に議決権を与える。

(議長)

第27条 理事会の議長は理事長が努める。

第8章 連盟委員会

(構成)

第28条 会員各学校は本連盟の委員として各学校より2名選出しなければならない。連盟委員はこれらの委員より構成され、各委員はそれぞれ発言権を有する。但し、連盟委員候補者の出席は認める。

(連盟委員会)

第29条

1. 連盟委員は第2章第3条で規定された事業及び予算の立案を行いその他連盟委員会にかかわる重要な事項を審議する。また、これらにつき理事会へ報告の義務を負う。
2. 委員会は委員長の招集または4分の1以上の連盟委員の要請により開催される。

(連盟委員会の成立)

第30条 連盟委員会の委任状も含め議決権を有する3分の2以上の委員の出席をもって成立する。

(議決権)

第31条 連盟委員会の議決権は各学校に一票を与え、過半数をもって決議される。その際、白票は有効投票数に数えない。但し、賛否同数になった場合は議長に議決権を与える。

(議長)

第32条 連盟委員会の議長は連盟委員長が努める。

第9章 会計

(会計年度)

第33条 本連盟の会計年度は4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

(運営費)

第34条 本連盟は各学校連盟費、寄付金、その他の収入をもって運営される。

(予算)

第35条 本連盟の予算はその年度の最初の連盟委員会で立案され総会の承認を得た後成立する。

(会計報告)

第36条 本連盟の会計報告は理事会による会計の監査を経、総会において承認されなければならない。

第10章 選手資格

(資格)

第37条 選手は本連盟の会員たる各学校に登録された者とする。但し、硬式野球部員並びに準硬式野球部員として登録している者には本連盟の選手資格を与えない。

(年数)

第38条 本連盟の選手資格は学校教育法による学校の規定内限内とする。但し、休学は年数に含まれない。

第11章 規律

(禁止事項)

第39条

1. 会員各学校またはその構成員は、本連盟以外に加入することはできない。但し、一部の会員相互が本連盟の目的と同主旨の連盟を結成する事は妨げない。
2. 会員各学校及びその構成員は原則として、本連盟の主管又は公認する試合以外に参加することはできない。
3. 会員各大学及びその構成員は、本連盟規約並びにスポーツ憲章に違反することは認められない。

(処分)

第40条 会員各学校及びその構成員が本章第39条に違反した場合又は本連盟の名誉を著しく傷つけた場合、総会の名において除名あるいは大会出場停止等の処分をすることができる。

第12章 新加盟および脱退

(新規加盟)

第41条 新たに加盟する学校野球部が生じたとき、総会において審議され、総会の承認を得なければならない。

(申請)

第42条 本連盟に加盟申請する学校野球部は、あらかじめ下記の所定の書類を提出しなければならない。

1. 加盟申請書
2. 構成員名簿（選手、マネージャー、理事）
3. 活動歴

(脱退)

第43条 本連盟からの脱退は文書をもって総会に報告し、総会の承認を得なければならない。

第13章 規約の改正

(規約の改正)

第44条 本連盟の規約の改正は、議決権を有する会員学校の4分の3以上が出席する総会において会員学校の4分の3以上の賛成を得なければならない。但し、委任状は1票とみなす。

第14章 付則

第45条 本規約の施行については、必要な事項の細目は総会の審議を経て別に定める。

(平成20年4月1日 施行)

公式大会及び登録に関する規定

第一章 公式大会の種類

第1条 本連盟が主催または参加する下記の大会を公式大会とする。

1. 春、秋季リーグ戦
2. 全日本学生軟式野球選手権大会
3. 東日本学生軟式野球選手権大会
4. その他本連盟が定めた大会

第二章 出場選手資格

第2条 選手資格は学校教育法による学校の規定年限内とする。但し、休学は年数に含まれない。また公式大会の選手登録を済ませたものでなければならない。

1. ベンチ入りメンバーは各学校20名までとし、監督は人数に含まない。但し、背番号は主将10番、監督30番とし、00番を除き、0番～50番までとする。

2. 追加登録は試合出場日の一週間前までとする。

第三章 規律違反チーム又は選手の処置

第3条 公式大会出場チーム又は選手が下記各号に該当するときには、総会の決議により相当の処置を行う。但し、個々の選手の違反はチームの責任とする。

1. 不正登録チームの出場
 - ①試合中発見された場合は相手に勝利を与える。
 - ②試合終了後に発見された場合も相手に勝利を与える。
 - ③決勝戦終了後に発見された場合は準優勝者を優勝者とする。
2. 審判員の下した判定に対して服従しないもの。
3. 軟式野球の正しい発展を阻害するような言動を行い、大会の進行を妨げる行為をしたもの。

第四章 服従

第4条 選手は次のことを守らなければならない。これに違反したものは出場できない。

1. 選手は必ず同一のユニホーム・ヘルメットを着用すること。又、運動靴の使用も禁ずる。負傷等やむを得ず使用する場合には主審の許可を得ること
2. 試合当日は学生服かそろいのウインドブレーカーを着用のこと。
3. 試合球はケンコーA号を使用する。
4. マスコットバットおよびバッドリングはグラウンド内に持ち込まないこと。
5. 捕手は捕手用ヘルメットを着用すること。
6. グラウンド内のコーチャーはヘルメットを着用すること。
7. マネージャーはシートノック等でグラウンド内に入る場合はヘルメットを着用すること。
8. バットはJ S B B規格のものを使用すること。ただし木製に関してはその限りでない。

第五章 リーグ戦

第5条 試合は9回戦とし、延長戦は行わない。

第6条 日没及び降雨コールド試合は5回終了後とする。またリーグ戦の円滑な進行を図るため得点差によるコールド試合を次のように設ける。

1. 5回終了後 10点差
2. 7回終了後 7点差

第7条 不戦勝の場合、通常の勝ち点2で、得失点については+7点、不戦敗のチームは-7点とする。

第8条 順位は各校1回総当りの勝ち点制によって決する（勝2、分け1、負0）。但し、勝ち点が同一になった場合には得失点差によって決する。なお、必要に応じて代表決定戦を行う。その運営方式は別に定める代表校決定細則による。

第9条 全試合終了後、記録の優れていた者に対して下記の賞を与える。

1. 最優秀選手賞、優秀選手賞
2. なお、敢闘賞を連盟委員会の裁量により設けることを可とする。

第六章 付記

第10条 本連盟により開催される試合の判定について、審判員に絶大なる権限を与えるものとし、主将以外の抗議は一切認めない。

第11条 グランド内においては一切の暴力行為を禁ずる。これに違反した場合は嚴重の処罰を与える。

第12条 塁審は指定チームより3名務める。

第13条 記録員は指定チームより1名務める。

附則（平成20年4月1日 施行）

代表校決定細則

第1条 リーグ戦において全日本学生軟式野球選手権大会並びに東日本学生軟式野球選抜大会の代表校が決まらない場合、次の要領で代表決定戦を行う。

第2条 代表決定戦は原則としてリーグ戦終了後の最初の予備日に行う。

第3条 試合は9回戦とする。9回終了後同点の場合は延長戦を行う。延長戦は試合開始後3時間を越えて新しいイニングに入らない。

第4条 3時間を越えてなお同点の場合、次のイニングの攻撃は1死満塁からとし、打者は通常先頭打者となる選手が打席に入る。この際走者は打席に入った前の選手を1塁走者、その前の選手を2塁走者、その前の選手を3塁走者とする。

第5条 得点差によるコールド試合は設けない。但し、日没コールド試合は5回終了後とする。

平成27年3月25日改正